

武蔵村山市協働事業提案制度

令和元年度実施事業評価報告書



令和3年3月

武蔵村山市市民協働推進会議

はじめに

武蔵村山市では、協働のまちづくりを推進するため、平成１７年度に『武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針』を策定し、平成１８年度には協働事業を進めるための手引として『武蔵村山市市民協働推進マニュアルーパートナーシップのまちづくりをめざしてー』を策定しました。

平成２０年度には、指針に掲げる市民協働の基本的な考え方を具体的に実現するための第一歩として、「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会」を設置し、その成果を『武蔵村山市市民協働まちづくり研究会報告書』にまとめ、研究会で抽出した諸課題を具体的に検討するために平成２１年度に「武蔵村山市市民協働推進会議」が設置されました。

協働事業提案制度は、平成２２年３月に武蔵村山市市民協働推進会議から報告を受け、武蔵村山市で事業の実施に向けた検討を行い、平成２３年度に創設された制度です。この制度により、平成２３年度から平成３０年度までの間に延べ３１事業が協働事業として採択され、翌年度に事業が実施されています。本制度による事業の成果を今後の協働事業に生かし、より質を高めていくとともに、本制度の信頼性・透明性の向上を図ることを目的として、協働事業提案制度令和元年度実施事業の評価を行いました。

地域における様々な課題の中には、市民や地域で活動されている団体だからこそ見えてくるものもあると同時に、行政だけでは対応が困難なものもあります。市政への市民参加を促進し、市民による地域の課題、社会的課題の解決につなげ、暮らしやすい武蔵村山市の実現のために、この「協働事業提案制度」は、引き続き重要な役割を果たしていくものと考えます。

令和３年３月

武蔵村山市市民協働推進会議

目 次

はじめに

1 協働事業提案制度の概要	 1
2 実施事業募集周知から評価までの経過	 1
3 事業評価	 2
4 令和元年度実施事業の評価結果	 3
5 令和元年度実施事業内容	 4
(1) 国際 F e s と文化交流	 5
提案団体：地球や	
(2) むさむら ゴミ減大作戦	 1 2
提案団体：M S P 村山サポートプロジェクト	
資料編	 1 7
資料 1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱	
資料 2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿	
資料 3 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領	
資料 4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱	
資料 5 協働事業提案制度令和元年度実施事業評価方法	



1 協働事業提案制度の概要

協働事業提案制度は、武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の営利を目的とせず社会貢献活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）の専門性や柔軟性等をいかした公益性の高い事業の提案を募集することにより、提案した団体が市と協働して事業を実施することで、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目的とする制度です。

本制度は、将来の協働型事業の実施を目指す市民活動団体の育成を目的とした「団体育成型事業部門」と、事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と協働で行う「協働型事業部門」の2種類の事業について募集を行いました。

「団体育成型事業部門」は、協働型事業への発展を見据えた事業であることを前提として最大2年間の実施とし、1事業あたり25万円を限度額として補助金が交付されます。

「協働型事業部門」は、事業を発展させていくことを前提に3年計画で事業を企画し、1事業あたり1年目は80万円、2年目は70万円、3年目は60万円を限度額として補助金が交付されます。

2 実施事業募集周知から評価までの経過

武蔵村山市協働事業提案制度令和元年度実施事業の流れは以下のとおりです。

【平成30年度】●武蔵村山市協働事業提案制度（令和元年度実施事業）の周知

- ・市ホームページ及び市報に掲載、募集チラシの配布等



●提案の募集

- ・募集期間 平成30年5月1日（火）から同年7月8日（日）まで
- ・提案件数 2件



●市民協働推進会議の開催

- ・提案事業の採択の適否を審査するため、市民協働推進会議を開催
公開プレゼンテーション 平成30年11月14日（水）



【令和元年度】●協働事業の実施



【令和2年度】●実施事業評価 令和3年2月22日（月）

3 事業評価

令和元年度実施事業の評価は、令和2年度第1回武蔵村山市市民協働推進会議（令和3年2月22日に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催）において、実施団体による協働事業提案制度事業結果報告書及び市担当課（協働事業型の場合）による協働事業自己評価書により、「協働事業提案制度実施事業評価方法」に基づいて、以下の評価項目について事業評価を行いました。

【評価項目】

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 現状・課題・目的 | 市の現状・課題を適切に把握していたか。
地域の課題解決につながったか。
目標を達成することができたか。 |
| (2) 事業内容 | 事業の実施方法や手法はどうだったか。
設定した事業の効果は得られたか。
事業スケジュールは問題なかったか。
事業の実施体制はどうだったか。
効率的なコストで事業運営ができたか。 |
| (3) 協働という事業形態 | （◎は協働型事業のみ、●は団体育成型事業のみ）
市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか。
協働事業として実施する意義があったか。
◎協働相手は妥当だったか。
◎事前の話し合いを十分に行い、役割は明確になっていたか。
◎事業の進捗状況などについて情報交換等意思疎通は充分だったか。
◎単独で実施するより効果的・効率的に実施できたか。
◎問題発生に際し、適切に対応したか。
◎今後の課題と改善策をお互いに話し合ったか。
●協働型事業への発展が見込めるか。 |
| (4) 実施能力 | 事業を実施して、団体の実施能力は向上したか。
事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか。 |
| (5) 事業実施を通して学んだこと | |
| (6) 新たな課題・ニーズでの気づき | |

4 令和元年度実施事業の評価結果

令和元年度実施事業の事業評価は、以下のとおりです。

事業部門	提案事業名	事業評価による得点 得点 a (満点 b) 【得点率 a/b × 100】					
	提案団体名	現状・課題・目的	事業内容	協働という事業形態	実施能力	事業実施を通して学んだこと、新たな課題・ニーズへの気付き	合計
協働型	国際 F e s と文化交流	100 点 (150 点) 【66. 7%】	156 点 (250 点) 【62. 4%】	262 点 (400 点) 【65. 5%】	79 点 (100 点) 【79. 0%】	81 点 (100 点) 【81. 0%】	678 点 (1000 点) 【67. 8%】
	地球や						
主な意見等							
音楽や料理等により異文化への理解を深める活動によって、多文化共生のまちづくりを推進することができた。特に、ホストタウンとして音楽を通じてモンゴル国と交流ができたことは良かった。今後もホストタウンとして文化交流を広めていただきたい。 料理教室については、参加者の固定化・参加者の少なさが見えるため、集客方法、事業にかかるコストの見直しなどを行っていく必要がある。また、料理教室のみならず、日本語・外国語教室など言語による交流も企画していただきたい。 コロナ禍における活動として、配信等の手段やそれに伴う機材整備も検討していただきたい。また、協働事業を実施できる 2 年間で、事業終了後に補助金の収入がなくなることを想定しながら、事業運営や収支バランスを組み立てていき、自立に向けた準備を進めていく必要もある。 今後も、担当課と情報交換を積極的に行い、団体が持っている豊富な人脈や経験、ノウハウを活用しながら協働事業に取り組み、団体が一層発展していくことを期待する。							
団体育成型	むさむら ゴミ減大作戦	101 点 (150 点) 【67. 3%】	165 点 (250 点) 【66. 0%】	106 点 (150 点) 【70. 7%】	78 点 (100 点) 【78. 0%】	80 点 (100 点) 【80. 0%】	530 点 (750 点) 【70. 7%】
	M S P 村山サポートプロジェクト						
主な意見等							
ごみ減量化・再資源化などのごみ問題について、フリマやフード・ドライブを数多く開催することにより、市民に対して啓発することができた。しかし、イベントの実施場所が市の東部に集中しているため、会場の確保が課題になると思われるが、市内全域での開催について検討していただきたい。また、ごみ分別の啓発パンフレットの多言語化ができなかったことは残念であった。 コロナ禍において、対人イベントの開催が困難になっているため、更新が止まっているブログの再活用等、情報発信を検討していただきたい。 人件費の支出が多かったため、工夫してイベントを行っていく必要がある。また、団体育成型として補助金を活用した事業展開を図った経験を活かし、収入の確保・支出削減の工夫に取り組んでいく必要もある。 今後、協働事業を通じて、団体の特性をより一層発展させて、協働事業を実施していくことを期待する。							

5 令和元年度実施事業内容

提案団体から提出された協働事業結果報告書は、次のとおりです。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 国際F e s と文化交流 | … 5 |
|-------------------|-----|

提案団体：地球や

- | | |
|-----------------|-------|
| (2) むさむら ゴミ減大作戦 | … 1 2 |
|-----------------|-------|

提案団体：M S P 村山サポートプロジェクト

令和2年3月31日

武蔵村山市長 殿

実施団体名 地球や
所在地 武蔵村山市三ツ藤 1-45-1
代表者職・氏名 会長 佐久間 恵子

協働事業提案制度事業結果報告書

令和元年度における協働事業の実施が終了したので、その成果等下記のとおり報告します。

記

1 実施事業について

実施日時又は期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
対象者の範囲及び人数	全年齢対象（海外・国内問わず）
実施事業内容	○国際 Fes2 回（7 月、11 月） ○世界の料理教室（月 1 回） ○音楽教室、その他イベント
具体的な活動状況	○国際 Fes 1 回 音楽交流イベント（7 月 12 日）63 名参加 2 回 国際 Fes（11 月 21 日）49 名参加 ○世界の料理教室（10 回） ○音楽教室等、その他
事業の成果	○国際 Fes と月 1 回程度の料理教室や音楽教室を開催したことで、地域のかたに各国の文化を身近に感じていただき、文化交流を図ることができた。 ○各国の料理や音楽に触れることで、お互いの背景となる文化や伝統についての興味や理解を更に深めていただくことができた。 ○国際交流を通して、武蔵村山の良さ、日本の良さを再発見する機会を創出することができた。 ○モンゴル国のホストタウンとして音楽交流を深めることができた。

2 今後の展望

※ 団体育成型事業の提案者は、将来、市とどのように協働事業を展開したいのか詳しく記入してください。

- 市の広報を利用し、更に多くの国の料理を紹介しつつ、地元の各国料理店を利用することで市内活性化を図る。
- 世界の音楽を通じて、まだまだ知られていない楽器、曲を紹介しつつ、市内の他団体と合同で音楽祭を開催するなど、明るく活気のある街づくりを目指す。
- ホストタウンとしてモンゴルをもっと知ってもらうため、オリンピック・パラリンピックに向けて、市で開催されるイベント等に参加し、モンゴル音楽や料理で盛り上げていきたい。

(添付書類)

- (1) 協働事業自己評価書（第10号様式）
- (2) 協働事業提案制度収支決算書（第11号様式）
- (3) 協働事業の内容がわかるもの（チラシ・パンフレット、写真等）

協働事業自己評価書(協働型事業用)

提案団体名	地球や
提案事業名	国際Fesと文化交流
市担当課	※市担当課が評価する場合に記入してください。

評価のポイント		自己評価(5段階評価)				
		高い ← → 低い				
現状・課題・目的	市の現状・課題を適切に把握していたか	⑤	4	3	2	1
	地域の課題解決につながったか	5	4	③	2	1
	目標を達成することができたか	5	④	3	2	1

＜上記評価の理由＞

モンゴルのホストタウンであることや、地域における国際理解の必要性を理解した上で、音楽や料理という身近な文化を紹介してきた。国際Fes(音楽祭)に関しては、事前告知が足りず、来場者、出演者アンケートでも、「内容は素晴らしいが、集客が少ない」という意見が多くあった。料理教室はリピーターも多かったが、曜日を限定したので参加人数も限定されてしまった。世界の料理をテーマにしていたが、興味のある国の料理の時は参加が多く、なじみのない国の料理の時は少なかった。興味がない国について参加してみたら興味が出たというご意見もいただき、今後、どのように国際理解のきっかけをつくり、広げていけるかを検討し、次年度以降開催したい。

事業内容	事業の実施方法や手法はどうだったか	5	4	③	2	1
	設定した事業の効果は得られたか	⑤	4	3	2	1
	事業スケジュールに問題はなかったか	5	4	③	2	1
	事業の実施体制はどうだったか	5	4	③	2	1
	効率的なコストで事業運営ができたか	5	④	3	2	1

＜上記評価の理由＞

市報、ポラセン情報誌で告知出来たので、男女問わず広い年齢層から参加があり、高い評価もいただき、国際理解のきっかけを与えることができたと感じている。イベントには、多摩地区で活躍し、地元での知名度、貢献度のある方たちを講師に迎えたことで、講師のファンなどもおり、集客に繋がった面もあったが、さらに工夫して集客していきたい。また、地元への貢献ということで出演料をサービスしていただくことも多く、コストを削減できた。今後も地元で活躍している講師や、地域連携している音大の方などを積極的に招きたい。スケジュール的には、国際Fes(音楽祭)の告知、宣伝の期間が短くなってしまったので、もう少し早めに準備をしないといけないことを痛感した。なお、国際Fes(音楽祭)は当初年1回三ツ藤自治会館で屋外も使って大々的に実施する予定であったが、騒音等を考慮し、規模を縮小してイオンシネマとさくらホールで1回ずつ実施した。料理教室は毎月の開催ではあったが、順調に進めることができた。

協働という事業形態	市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか	5	④	3	2	1
	協働事業として実施する意義があったか	⑤	4	3	2	1
	協働相手は妥当だったか	5	4	③	2	1
	事前の話し合いを十分に 行い、役割は明確になっ ていたか	5	4	③	2	1
	事業の進捗状況などに ついて情報交換等意思 疎通は充分だったか	5	4	③	2	1
	単独で実施するより効率 的・効果的に実施でき たか	5	④	3	2	1
	問題発生に際し、適切に 対応したか	5	4	③	2	1
	今後の課題と改善策をお 互いに話し合ったか	5	4	③	2	1
＜上記評価の理由＞ 自分たちが持っている自由な発想で活動することができた。なかなか打ち合わせができず、連絡、報告が遅くなってしまった。広報活動等お願いしたことで集客に繋がった。市の施設も借りやすかったので有難い。段取りがもう少し良かったら円滑に事業が進めたと思う。次年度以降は、そのあたりを反省し、国際色豊かなまちづくりを目指したい。						

実施能力	事業を実施して、団体の実施能力は向上したか	5	④	3	2	1
	事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか	⑤	4	3	2	1
＜上記評価の理由＞ 自分達も楽しみながら、国際交流、地域交流が出来たので、意欲が湧いてきた。コロナの影響で終盤、実施出来ないことも多かったが、おかげでやりたいこと、方向性も決まってきた（Zoomの活用、人数の限定などのコロナ対策）。今後はそれをもとに地域の人と海外との結びつきをより深いものにしたい。						

事業実施を通して学んだことは何か

海外に全く縁がない人々にも、音楽、料理、文化を通じて興味を持って貰うことができた。地元の外国料理店、音楽家を通じて、大きなイベントを開催することで、国際交流だけでなく、地域活性化にも貢献出来た。

新たに気付いた課題は何か

世界の音楽、料理共にやっと市民に興味を示していただいたが、発展途上状態である。また、市内においても、紹介しきれていない外国文化や食べ物が潜在しているので、コロナ禍で外出できない方も多い中、何らかの形で私達がそれらを紹介し、地域活性化を図りたい。異文化を理解するには、まず自分の住んでいる身近な所に潜在している外国文化を知ることが必要だと感じた。

第 1 1 号様式（第 1 7 条関係）

協働事業提案制度収支決算書

提案団体名	地球や			提 案 事 業 名	国際 Fes と文化交流					
実 施 年 度	令和元年度					事業の実施結果を踏まえた次年度と次々年度の予算の想定を右側の欄に記入してください。	令和 2 年度		令和 3 年度	
【収入の部】	項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	積算内訳 (数量、単価等)	増減 (A)－(B)		項 目	金 額	項 目	金 額
	助成金	800,000	800,000	音楽祭入場料、イベント売上	0		助成金	700,000	助成金	600,000
	団体負担	100,000	143,200		△43,200		団体負担	70,000	団体負担	100,000
	イベント収益	100,000	41,980		58,020		イベント収益	80,000	イベント収益	80,000
							寄付等	50,000	寄付等	70,000
収 入 合 計			(C) 985,180					900,000		850,000
【支出の部】	項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	積算内訳 (数量、単価等)	増減 (A)－(B)		項 目	金 額	項 目	金 額
	人件費	200,000	45,000	スタッフ日当 (5,000 円×9 名)	155,000		人件費	200,000	人件費	150,000
	報償費	500,000	315,000	演奏者、出演者謝礼	185,000		報償費	450,000	報償費	450,000
	印刷製本費	50,000	5,850	イベント用チラシ	44,150		印刷製本費	50,000	印刷製本費	50,000
	消耗品費	30,000	295,726	イベント用材料、食材等	△265,726		消耗品費	30,000	消耗品費	20,000
	委託料	60,000	150,000	料理教室等	△90,000		委託料	50,000	委託料	50,000
	賃借料	150,000	173,604	イオンシネマ、さくらホール使用料等	△23,604		賃借料	100,000	賃借料	100,000
	備品購入費	10,000	0		10,000		保険料	10,000	通信費	10,000
							備品購入費	10,000	備品購入費	20,000
支 出 合 計			(D) 985,180				900,000		85,000	
収 支 差 額 (C)－(D)			0				0		0	

注 1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 自己財源、他の補助金等を充当して事業を実施した場合は、必ず記入してください。

協働事業自己評価書(協働型事業用)

提案団体名	地球や
提案事業名	国際Fesと文化交流
市担当課	協働推進課

評価のポイント		自己評価(5段階評価)				
		高い<----->低い				
現状・課題・目的	市の現状・課題を適切に把握していたか	5	④	3	2	1
	地域の課題解決につながったか	5	4	③	2	1
	目標を達成することができたか	5	4	③	2	1
<上記評価の理由> モンゴル国のホストタウン、多文化共生社会推進の必要性など、市の現状をよく把握しており、国際Fes(音楽祭)ではモンゴルの馬頭琴を取り入れるなど、ホストタウンにふさわしいイベントを演出していた。しかしながら、音楽や料理という身近で親しみやすい文化を紹介することで、多くの参加を期待したが、集客に繋がらないこともあり、団体としてより知名度を上げ、足を運んでもらえるような工夫をして活動していただきたい。						

事業内容	事業の実施方法や手法はどうだったか	5	4	③	2	1
	設定した事業の効果は得られたか	5	④	3	2	1
	事業スケジュールに問題はなかったか	5	4	③	2	1
	事業の実施体制はどうだったか	5	4	③	2	1
	効率的なコストで事業運営ができたか	5	4	③	2	1
<上記評価の理由> 料理教室を毎月実施するなど過密スケジュールではあったが、計画的に実施することができた。国際Fes(音楽祭)などの大きな会場は使用料が高く、参加費やイベント売り上げによる収入とのバランスがとれていないようであった。2年後に協働事業が終わり、補助金がなくなった後のことも見据えて、大きなイベントを行う際の効率的な事業運営を検討していく必要がある。						

協働という事業形態	市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか	5	④	3	2	1
	協働事業として実施する意義があったか	5	④	3	2	1
	協働相手は妥当だったか	5	4	③	2	1
	事前の話し合いを十分に 行い、役割は明確になって いたか	5	4	③	2	1
	事業の進捗状況などにつ いて情報交換等意思疎 通は充分だったか	5	4	3	②	1
	単独で実施するより効率 的・効果的に実施でき たか	5	④	3	2	1
	問題発生に際し、適切に 対応したか	5	4	③	2	1
	今後の課題と改善策をお 互いに話し合ったか	5	4	③	2	1

＜上記評価の理由＞

多文化共生社会を推進している協働推進課と方向性が同じであり、協働相手として妥当であり、団体の豊かな発想によるイベントは意義のあるものであった。しかしながら、イベントの企画・実行力は十分あるが、書類作成などの事務的な部分に関しては不十分なところがみられた。また、情報交換や調整事項等がイベント直前であることもあり、今後の改善を望むところである。

実施能力	事業を実施して、団体の実施能力は向上したか	5	④	3	2	1
	事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか	5	④	3	2	1

＜上記評価の理由＞

事業を実施するごとに、その反省を次に生かすことで団体としての実施能力を向上させていた。また、オリパラやモンゴル国のホストタウンということも考慮した上で、今後、様々なアイデアを生かした文化交流を検討しているようである。

事業実施を通して学んだことは何か

市では持ち合わせていない、団体の持つ豊富な人脈や経験、ノウハウを生かしたイベントは参加者から高い評価を得ており、協働事業として実施した意義があった。市が団体を活用することでより魅力的な国際交流事業を推進していける可能性を感じた。

新たに気付いた課題は何か

各国の音楽や料理など、身近な文化を通じて、その国の素晴らしさを紹介する活動は高い評価を得ていたが、各国の人との相互理解、文化交流というところまでは到達していなかった。今後は、各国の人と気軽に交流することで相互理解を深められるイベントなどを企画していただきたい。また、モンゴル国に関わるイベントを充実させることや、コロナ禍におけるイベントのあり方も検討していただきたい。

令和2年3月31日

武蔵村山市長 殿

実施団体名 MSP 村山サポートプロジェクト
所在地 武蔵村山市大南 5-31-3
スカイハイツ 203
代表者職・氏名 代表 宇部 昭利

協働事業提案制度事業結果報告書

令和元年度における協働事業の実施が終了したので、その成果等を下記のとおり報告します。

記

1 実施事業について

実施日時又は期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
対象者の範囲及び人数	市内全域
実施事業内容	・リサイクル祭り（フリーマーケット）4.6.7.9.11.2月 ・フードドライブ受付窓口開設及び啓発活動 ・市内イベント（元気フェスタ）やリサイクル祭りにてリサイクル啓発活動
具体的な活動状況	リサイクル祭り（フリマ）緑が丘出張所駐車場 H31.4.14 リサイクル祭り（フリマ）さいかち公園 R元.6.2 ※元気フェスタ会場 ふれあいセンターキッズフリマ R元.7.21 リサイクル祭り（フリマ）大南公園 R元.9.28・29 リサイクル祭り（フリマ）緑が丘出張所駐車場 R元.11.10 リサイクル祭り（フリマ）大南公園 R2.2.8・9 ※くらしフェスタへの参加は天候不良のため中止 フードドライブ、ごみ削減啓発グッズ（メモ帳、水切りネット）の配布はすべての会場にて実施
事業の成果	関係者及び参加者の皆様のご協力頂き来場者約 3000 人、フリマ販売数約 400 k g、フードドライブ 約 20 k g の成果がありました。また、試験的に開催した「差し上げますコーナー」では3週間で 240 k g の再利用化ができました。

2 今後の展望

※ 団体育成型事業の提案者は、将来、市とどのように協働事業を展開したいのか詳しく記入してください。

2年間の団体育成型での活動を通じて得た知名度や信頼度、イベント運営のノウハウなどを活用し、協働型としてごみ対策課とともに、ごみ減量化推進に伴う課題を共有することで、市と市民との更なる理解・協力を深め、ごみ減量推進の旗振り役を継続していきたい。

また今後は、ごみ分別の知識を身につけてもらうため、遊び感覚をとりいれた子供向けイベントの実施や、他の協働事業実施団体とのコラボや、デエダラまつりに参加するなどして、フリマをはじめとしたイベントへの集客増加を図り、広く啓発をしていきたいと考えている。

- (1) 協働事業自己評価書（第10号様式）
- (2) 協働事業提案制度収支決算書（第11号様式）
- (3) 協働事業の内容がわかるもの（チラシ・パンフレット、写真等）

協働事業自己評価書(団体育成型事業用)

提案団体名		MSP 村山サポートプロジェクト				
提案事業名		むらやま ゴミ減大作戦				
評価のポイント		自己評価(5段階評価) 高い ← → 低い				
現状・課題・目的	市の現状・課題を適切に把握していたか	5	④	3	2	1
	地域の課題解決につながったか	5	4	③	2	1
	目標を達成することができたか	5	4	③	2	1
＜上記評価の理由＞ イベント開催は無事予定通りに行えて高評価をつけたいが、開催地域に偏りがあること、地域の課題であるゴミ集積所の現状を見に巡回したが、まだまだゴミ出しルールの啓発に達成感がないこと、ゴミ分別の多言語チラシを作成して啓発することができなかったことなどにより、低評価とする。						
事業内容	事業の実施方法や手法はどうだったか	5	④	3	2	1
	設定した事業の効果は得られたか	5	④	3	2	1
	事業スケジュールに問題はなかったか	5	4	③	2	1
	事業の実施体制はどうだったか	5	4	③	2	1
	効率的なコストで事業運営ができたか	5	4	③	2	1
＜上記評価の理由＞ 一年を通して概ね順調にイベントを開催することができ、リサイクルやゴミ分別の話をすることで市民に啓発することができたが、さらにゴミに対する認識を高めることを目標としたい。実施体制については、スタッフも経験を積み手際よく進めることができた。また、スケジュール以上の開催(出店者確保のため、土日連続で開催)をしたことがあったため、人件費が増加してしまった。						

協働という事業形態	市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか	5	4	3	2	1
	協働事業として実施する意義があったか	5	4	3	2	1
	協働型事業への発展が見込めるか	5	4	3	2	1
<上記評価の理由> フリマやフードドライブなど、これまでの団体としての経験を生かしてゴミ削減、再利用化を啓発することができた。協働事業として行うことで、市報等での広報や会場の確保、信頼度を高めることができた。ゴミ減量を推進するには、官民一体とならなければ持続的な結果は得られない。よって、今後は協働型事業として、担当課と課題を共有し、より効果的にゴミ減量化に向けて力をつくしたい。						
実施能力	事業を実施して、団体の実施能力は向上したか	5	4	3	2	1
	事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか	5	4	3	2	1
<上記評価の理由> 事業を通じて、スタッフのレベルアップを図ることができ、細かな指示なしで適切な行動ができるようになった。イベントを通じて、今後はリサイクルやゴミの分別についての講座を開催し啓発する必要性を強く感じている。						
その他	事業実施を通して学んだことは何か	日本と外国では、ゴミに対する文化の違いがあるため、その溝を埋める必要性を学んだ。				
	新たに気付いた課題は何か	人種や国籍に関係なく、ゴミに対する認識を改革していく必要性を感じた。				

第 1 1 号様式（第 1 7 条関係）

協働事業提案制度収支決算書

提 案 団 体 名	MS P村山サポートプロジェクト				提 案 事 業 名	むさむら ゴミ減大作戦				
実 施 年 度	令和元年度					事業の実施結果を踏まえた次年度と次々年度の予算の想定を右側の欄に記入してください。	令和2年度		令和3年度	
【収入の部】	項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	積算内訳 (数量、単価等)	増減 (A)－(B)		項 目	金 額	項 目	金 額
	協働助成金	250,000	250,000	出店料 20 店舗×1,000 円 フード販売売上 29,247 円	6,398 30,753		協働助成金	800,000	協働助成金	700,000
	団体負担	20,000	13,602				団体負担	30,000	団体負担	30,000
	フリマ出店料 その他	80,000	49,247				フリマ出店料 その他	40,000	フリマ出店料 その他	40,000
収 入 合 計			(C) 312,849					870,000		770,000
【支出の部】	項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	積算内訳 (数量、単価など)	増減(A)－(B)		項 目	金 額	項 目	金 額
	人件費	82,000	165,000	・準備 3h×3人×5日 ・当日 5h×3人×8日 (人件費 1h×1,000円)	△83,000		人件費	260,000	人件費	260,000
	印刷製本費	90,000	16,320				・チラシ用紙 20,000 枚 15,760 円 ・印刷代 560 円	73,680	印刷製本費	110,000
	消耗品費	158,000	68,209	ターフ、テーブル、結束バンド、延長コード、会印、その他イベント用消耗品	91,291		消耗品費	280,000	消耗品費	180,000
	広告費	0	10,000	他団体イベント時広告掲載	△10,000	賃借料	120,000	賃借料	120,000	
	備品購入費	0	43,400	中古パソコン本体 物品販売用冷凍庫	△44,900	報償費	100,000	報償費	100,000	
	賃貸料	20,000	9,920	レンタカー代	10,080					
支 出 合 計			(D) 312,849				870,000		770,000	
収 支 差 額 (C)－(D)			0				0		0	

注 1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 自己財源、他の補助金等を充当して事業を実施した場合は、必ず記入してください。

資 料 編

- 資料 1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱
- 資料 2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿
- 資料 3 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領
- 資料 4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱
- 資料 5 協働事業提案制度令和元年度実施事業評価方法

○武蔵村山市市民協働推進会議要綱

平成23年 8 月 3 日訓令（乙）第120号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成23年武蔵村山市訓令（乙）第119号。以下「実施要綱」という。）第20条第 3 項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1） 次に掲げるところにより市長が委嘱する者

ア 識見を有する者

イ 市民活動団体関係者

ウ 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員

エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員

オ 公募による市民（武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）

（2） 協働推進部長及び企画財政部長の職にある者

（座長等）

第 3 条 推進会議に、座長及び副座長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（任期）

第 5 条 第 2 条第 2 項第 1 号の規定により市長が委嘱する委員の任期は、委嘱の日の属する年度の

翌々年度における実施要綱第17条第2項の規定による報告をもって満了とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則 (平成24年3月27日訓令(乙)第21号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月26日訓令(乙)第114号)

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

附 則 (平成26年4月7日訓令(乙)第42号)

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日訓令(乙)第38号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月30日訓令(乙)第138号)

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日訓令(乙)第62号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

○武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿（敬称略）

氏 名	選 出 区 分	備 考
田 中 敬 文	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号ア 識見を有する者	東京学芸大学教育学部准教授
鮫 島 由 美 子	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号イ 市民活動団体関係者	武蔵村山 NPO ネットワーク
瀬 口 圭 志	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号イ 市民活動団体関係者	武蔵村山市自治会連合会
野 崎 利 明	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号ウ (社)武蔵村山市社会福祉協議会の代表 者又は職員	(社)武蔵村山市社会福祉協議会職員
酒 井 一 成	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員	武蔵村山市商工会事務局長
一 色 健 次	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
金 澤 知 子	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
島 津 恵 子	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
藤 本 昭 彦	会議要綱第 2 条第 2 項第 2 号 協働推進部長の職にある者	協働推進部長
神 山 幸 男	会議要綱第 2 条第 2 項第 2 号 企画財政部長の職にある者	企画財政部長

武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

1 趣 旨

この要領は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱(平成23年武蔵村山市訓令(乙)第119号。以下「実施要綱」という。)第3条の規定に基づく提案について、実施要綱第9条の規定により市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)が当該提案事業の採択の適否の審査をするに際し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査委員は、推進会議の委員とする。

3 審査方法

協働型事業の継続事業と、協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業は、審査方法を分けて実施する。

(1) 協働型事業の継続事業の審査方法

- ① 協働型事業の継続事業は、新規提案時の提案内容に基づき、実施要綱第6条第2項に定める書類を提出する。
- ② 審査委員は、当該書類の内容と新規提案時の提案内容の整合性を確認し、大きな変更点等がないと認められる場合は、当該事業を採択すべき事業として選定するものとする。ただし、新規提案時の提案内容と大きな変更点等があると認められる場合は、当該事業の提案団体から説明を聴取した上で、協議により採択すべき事業として選定するかどうかを決定する。

(2) 協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業の審査方法

① 書類審査

ア 審査の通則

協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業は、実施要綱第6条第1項に定める書類を提出する。そのうち、氏名、住所、年齢その他個人を特定する事項を秘匿した上で、当該書類について審査する。

イ 審査基準及び方法

審査は、書類の内容について審査委員が別表に掲げる審査基準により5点満点で評価する。

ウ プレゼンテーション審査対象事業の選定

各審査委員が評価した点数を集計し、合計点数が満点合計の5割以上の事業であり、上位10団体を目安にプレゼンテーション審査対象事業として選定する。ただし、5割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、プレゼンテーション審査対象事業とすることができる。

エ 審査の実施条件

書類審査を行うのは、10事業を超える提案があった場合とし、10事業未満だった場合は、原則として書類審査は行わず、全ての事業をプレゼンテーション審査対象事業として選定する。

オ 選定結果の通知

推進会議は、選定の結果について、提案団体に通知するものとする。

② プレゼンテーション審査

ア 審査の通則

書類審査により選定された提案事業について審査する。

イ 審査方法

提案団体からの公開プレゼンテーション及びこれに伴う質疑応答を市民協働推進会議において行う。

ウ プレゼンテーションを行う者

(ア) プレゼンテーションを行う者は、提案団体の代表者又はその関係者とする。

(イ) 複数の団体により共同して提案された事業である場合は、当該提案団体の間で、前号によるプレゼンテーションを行う者を調整するものとする。

エ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、実施要綱第6条第1項に掲げる書類の内容に関する説明を行うものとし、書類審査選定事業と関連性のないもの及び他の事業などに対する賛否を表明することはできない。

オ プレゼンテーションの方法等

(ア) プレゼンテーションは、事業ごとに行うものとする。

(イ) プレゼンテーションごとに当該説明に対する審査委員の質疑を行うものとする。

(ウ) プレゼンテーションの順序は、原則として実施要綱第3条の規定による提案の受付順とする。

(エ) プレゼンテーションの時間は、一事業当たり15分以内とする。

カ 審査基準

別表に掲げる審査基準により、審査委員が5点満点で評価する。

キ 採択すべき事業

前項審査基準により、各審査委員が評価した点数を集計し、各審査委員の合計点数が満点合計の6割以上の事業とする。ただし、6割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択すべき事業とすることができる。

ク 審査結果

(ア) 審査結果には、採択又は不採択についての理由を付するものとする。

(イ) 採択に当たっての条件を付することができるものとする。

(ウ) 審査結果の公表に当たっては、採択順位を付するものとする。

ケ 審査結果の通知

推進会議は、前項の規定による審査の結果について、提案団体に通知するものとする。

4 優先順位

採択は予算の範囲内で行うものとし、採択すべき事業の順位は協働型事業の継続事業を優先するものとする。

5 委任

前各項に定めるもののほか、武蔵村山市協働事業提案制度に基づく提案事業の審査について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

6 その他

(別表)

審 査 項 目		審 査 基 準	配 点 基 準	
地域的・社会的課題、事業の目的	市の現状から考えられる課題	◎ 客観的データ等を把握し、市の現状を的確に捉えているか。 ◎ 抽出された課題は地域課題、社会的課題を合致し、市民のニーズを捉えているか。	十分に捉えている おおむね捉えている 普通である あまり捉えていない 全く捉えていない	5点 4点 3点 2点 1点
	事業目的と達成目標	◎ 事業目的は地域課題を解決するために、適切であるか。 ◎ 実現可能な目標が設定されているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
事業の内容	事業内容	◎ 課題解決の手法は、妥当性、先駆性、独創性があるか。 ◎ 地域課題を効果的・効率的に解決する事業内容となっているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
	事業効果	◎ 市民の満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けることなど）が期待できるか。	十分に期待できる おおむね期待できる 普通である あまり期待できない 全く期待できない	5点 4点 3点 2点 1点
	実施体制	◎ 事業を実施する上で必要な知識や経験を有した人員が確保されているか。 ◎ 課題解決に向け、地域等との必要な連携が図られているか。 ◎ 事業を実施する上で適切な人員数が確保されているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
	スケジュール	◎ 計画どおりに実施が可能であるか。 ◎ 設定した目標を達成できるような計画的なスケジュールが組まれているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
協働の必要性	協働の意義と必要性	◎ 提案団体と市が協働することにより事業をより効果的（お互いを補完したり、お互いの特性を発揮することにより効果的な実施が可能になるなど）に行うことが期待できるか。	十分に期待できる おおむね期待できる 普通である あまり期待できない 全く期待できない	5点 4点 3点 2点 1点

	協働の 役割分担	◎ 提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。 ◎ 行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。	充分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
中長期計画	継続能力	◎ 提案した事業を継続していくために、組織の成長・自立を考えた中長期的な展望を持っているか。 ◎ 団体自ら資金や人材の確保に努めているか。 ◎ 将来的な事業継続の見込みは感じられるか。	充分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点

(委員一人あたり 45点満点)

○武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

平成23年8月3日訓令（乙）第119号

（目的）

第1条 この要綱は、市民活動団体から提案のあった協働事業の実施に関し必要な手続等を定めることにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、もって暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「市民活動団体」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1） 武蔵村山市内を主な活動範囲としていること。
- （2） 定款、規約、会則等を有し、かつ、会員名簿を備えていること。
- （3） 5人以上の者で組織されていること。
- （4） 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）

の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けているもの又はその構成員の統制の下にあるもの

2 この要綱において「協働事業」とは、協働型事業及び団体育成型事業であって、この要綱に定めるところにより武蔵村山市（以下「市」という。）から補助金の交付を受けて行うものをいう。

3 この要綱において「協働型事業」とは、市民活動団体がその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性の高い事業であって、当該事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るものをい

う。

- 4 この要綱において「団体育成型事業」とは、協働型事業の実施を目指す市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性の高い事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及び実施するものをいう。

(推進会議の設置)

第3条 第10条第1項の規定による審査及び第19条第1項の規定による評価を行う機関として、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、市長の求めに応じ市民協働の推進に関し必要な事項を協議して、その結果を市長に報告するものとする。

- 3 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(協働事業の提案)

第4条 市民活動団体は、市長に対して、協働事業の実施について提案することができる。ただし、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において二以上の協働事業を実施することとなる提案をすることはできない。

- 2 協働事業の実施についての提案は、市長が行う公募に応じて行わなければならない。

- 3 協働事業としてその実施について提案することができる事業は、第1号から第3号までのいずれにも該当する事業であって、かつ、第4号から第7号までのいずれかに該当するものとする。

(1) 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業

(2) 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業

(3) 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業

(4) 市民の地域活動への参画が促進される事業

(5) 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業

(6) 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業

(7) 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、同項の規定による提案の対象としない。

(1) 現に協働事業として実施された事業と同一と認められる事業（同一の市民活動団体が実施したものに限る。）

(2) 営利のみを目的とした事業

(3) 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業

- (4) 学術的な研究のみを目的とした事業
 - (5) 調査のみを目的とした事業
 - (6) 公の機関の補助により補助対象となっている事業
 - (7) 交流又は親睦のみを目的とした事業
 - (8) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
 - (9) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業
- (協働事業の期間)

第5条 協働事業の実施期間は、協働型事業にあつては三年度（前条第2項の規定による公募が行われなかった年度を除く。）にわたる期間とし、団体育成型事業にあつては一の年度にわたる期間とする。ただし、団体育成型事業については、当該事業を実施した後、自主的な社会貢献活動のため、再度、同一の事業を実施しようとする場合、一度に限り、協働型事業としての採択を受けることができる。

(事業の公募)

第6条 市長は、協働事業の実施についての提案を募集しようとするときは、あらかじめ、公募の期間、選考審査の基準その他公募に必要な事項を規定した募集要項（以下単に「募集要項」という。）を定め、これを公表しなければならない。

(提案の手続)

第7条 協働事業の実施についての提案は、次に掲げる書類を募集要項に定める期日までにボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）を経由して市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 協働事業提案制度提案書（第1号様式）
- (2) 協働事業提案制度企画書（第2号様式）
- (3) 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式）
- (4) 提案団体概要書（第4号様式）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、募集要項に定める書類

2 協働型事業における二年度目以降の事業については、次に掲げる書類を募集要項に定める期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 協働事業提案制度実施計画書（第5号様式）
- (2) 協働事業提案制度単年度収支予算書（第6号様式）

(担当課の決定及び事前調整)

第8条 市長は、前条の規定による提案があつたときは、速やかに、当該提案に係る事業を担当する

課（以下「担当課」という。）を定め、その旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受領した担当課は、速やかに前条の規定による提案をした団体（以下「提案団体」という。）及びセンターとの事前調整を行い、提案内容を確定し、市長に提出しなければならない。

（提案の辞退）

第9条 提案団体は、やむを得ない事情により提案を辞退する必要があるときは、その旨を書面により市長へ提出しなければならない。

- 2 前項の書面の提出期限は、審査に係る推進会議が開催される日の7日前までとする。

（審査）

第10条 市長は、第7条の規定による提案があったときは、推進会議にその内容を審査させ、当該提案に係る協働事業の採択の適否について報告させるものとする。

- 2 審査に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

（採択事業の決定）

第11条 市長は、前条第1項による報告を受けたときは、当該提案を受けた事業について、協働事業の候補とされるべき事業（以下「採択候補事業」という。）とするか否かを決定するものとする。
この場合において、市長は、当該提案を受けた事業を採択候補事業としたときは、提案団体に対し通知するものとする。

- 2 前項後段の規定による通知を受けた提案団体は、当該事業の実施に備えなければならない。
- 3 担当課は、前項の実施団体の取組に協力しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により採択候補事業とした事業について、その補助に要する予算が議会で議決されたときは、当該事業を協働事業として採択するか否かを決定するものとする。

（決定の通知）

第12条 市長は、前条の規定による提案を受けた事業について、前条第1項に規定する採択候補事業としなかったとき又は同条第4項の規定により共同事業として採択し、もしくは不採択としたときは、協働事業提案制度採択（不採択）通知書（第7号様式）により、提案団体に通知するものとする。

（決定の取消し）

第13条 市長は、提案団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第11条の規定による採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。
- （2） 市民活動団体に該当しなくなったとき。

(3) その他協働事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）として市長が適当でないと認めたとき。

（団体概要の変更）

第14条 提案団体は、やむを得ない事由により提案団体概要書の内容に変更が生じたときは、提案団体概要変更届（第8号様式）を速やかに市長に提出し、推進会議において承認を受けなければならない。

（事業の実施時期）

第15条 実施団体は、第12条の規定により採択することに決定された協働事業の実施に関し、市が新たに予算措置を講ずる必要がある場合においては、市が必要な予算措置を講じた後でなければ、当該協働事業を実施してはならない。

（予算措置）

第16条 協働事業の実施に関し必要な予算は、協働推進課が計上するものとする。

（補助金の交付）

第17条 市長は、募集要項に定める補助対象について、実施団体に対し、当該協働事業の実施に関する経費の補助として、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

（事業報告）

第18条 実施団体は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 協働事業提案制度事業結果報告書（第9号様式）

(2) 協働事業自己評価書（第10号様式）

(3) 協働事業提案制度収支決算書（第11号様式）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 担当課は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、前項第2号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

3 実施団体は、市長又は推進会議から求められた場合は、事業実施年度の途中に事業の状況報告を行わなければならない。

（事業の評価）

第19条 市長は、前条第1項の規定による書類の提出があったときは、推進会議の意見を聴いた上で、当該報告に係る協働事業の評価を行うものとする。

2 推進会議は、前項の規定による当該報告に係る事業の評価について求めがあったときは、前条の規定により提出された書類及び次項の規定による説明の聴取の結果を踏まえ、市長に報告するもの

とする。

3 推進会議は、実施団体の代表者又は関係者及び担当課の職員を会議に出席させて、説明を聴取することができる。この場合において、当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。

4 評価に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

5 市長は、第1項の規定により評価を行ったときは、協働事業提案制度評価通知書（第12号様式）を実施団体に交付するものとする。

（公表）

第20条 市長は、各年度において、前年度に実施された実施事業の内容及び実施状況、前条の規定による評価の結果等を公表するものとする。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱の廃止）

武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱（平成21年武蔵村山市訓令（乙）第91号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月27日訓令（乙）第21号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日訓令（乙）第7号）

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

附 則（平成25年6月14日訓令（乙）第107号）

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

附 則（平成26年3月3日訓令（乙）第8号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第11条の規定は、平成26年4月1日以後に採択の決定を行った協働事業について適用する。

附 則（平成27年3月31日訓令（乙）第42号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第13条の規定は、平成27年4月1日以後に採択を行った協働事業について適用する。

3 平成27年度に2年目の事業提案を行う団体については、当該年度に係る補助金の限度額を800,000円、翌年度に係る補助金の限度額を700,000円とし、平成27年度に3年目の事業提案を行う団体については、当該年度に係る補助金の限度額を700,000円とする。

附 則（平成29年5月25日訓令（乙）第113号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年5月25日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第6条の規定は、平成29年6月1日以後に新たに提出される協働事業の実施に係る提案について適用し、同日以前に提出される提案については、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月25日訓令（乙）第80号）

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（平成31年4月25日訓令（乙）第51号）

この要綱は、平成31年4月25日から施行し、同月1日から適用する。

附 則（令和2年8月20日訓令（乙）第183号）

この要綱は、令和2年8月20日から施行し、改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

協働事業提案制度令和元年度実施事業評価方法

1 目 的

協働事業の成果をこれからの協働に生かし協働の質を高めるとともに、協働事業の信頼性・透明性の向上を図ることを目的に評価するものとする。

2 評価手順

- (1) 実施団体から提出のあった協働事業提案制度実施事業結果報告書（以下、「報告書」という。）及び市担当課（協働事業型の場合）による協働事業自己評価書（以下、「評価書」という）を、事務局が推進会議委員に配布する。
- (2) 推進会議委員は、報告書及び評価書により事業評価を行い、協働事業提案制度実施事業評価書を事務局に提出する。

3 評価項目

(1) 現状・課題・目的

市の現状・課題を適切に把握していたか。
地域の課題解決につながったか。
目標を達成することはできたか。

(2) 事業内容

事業の実施方法や手法はどうだったか。
設定した事業の効果は得られたか。
事業スケジュールに問題はなかったか。
事業の実施体制はどうだったか。
効率的なコストで事業運営ができたか。

(3) 協働という事業形態（◎は協働型事業のみ、●は団体育成型事業のみ）

- 市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか。
協働事業として実施する意義があったか。
◎協働相手は妥当だったか。
◎事前の話し合いを十分に行い、役割は明確になっていたか。
◎事業の進捗状況等について情報交換などの意思疎通は十分だったか。
◎単独で実施するより効率的・効果的に実施できたか。
◎問題発生に際し、適切に対応したか。
◎今後の課題と改善策をお互いに話し合ったか。
●協働型事業への発展が見込めるか。

(4) 実施能力

事業を実施して、団体の実施能力は向上したか。

事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか。

(5) 事業実施を通して学んだことは何か。

(6) 新たに気付いた課題は何か。

4 評価基準

各評価項目 1 点～5 点の 5 段階で評価を記入するものとし、評価の基準は別紙のとおりとする。

協働事業提案制度 評価基準

点 数	基 準
1	当初の計画・目標を大きく下回った。改善すべき課題が数多く、根本から見直す必要がある。
2	当初の計画・目標を下回った。不十分な内容であり、課題を解消していく必要がある。
3	おおむね当初の計画・目標どおりだった。一部に課題を残しており、今後の改善が望まれる。
4	当初の計画・目標どおりだった。今後はさらなる工夫や改善により、より効果的に事業を実施していくことが期待される。
5	当初の計画・目標を上回った。事業をさらに発展させ、より大きなインパクトを実現することが期待される。

「事業実施を通して学んだこと」「新たに気付いた課題」の2項目については、下記の基準で評価する。

項 目	基 準
事業実施を通して学んだことは何か	事業からの学びがあり、それを今後の活動に生かそうとする姿勢が感じられるか。 5 とても感じられる 4 感じられる 3 どちらともいえない 2 あまり感じられない 1 全く感じられない
新たに気付いた課題は何か	新たな課題やニーズへの気付きがあり、それに取り組んでいく姿勢が感じられるか。 5 とても感じられる 4 感じられる 3 どちらともいえない 2 あまり感じられない 1 全く感じられない

武蔵村山市協働事業提案制度
令和元年度実施事業評価報告書

令和3年3月
武蔵村山市